

のやがて全國に及ぼさるべき思本正を思はしめ、
欲喜びしめるであらう。

三、若し皇室が御料林地を下賜せらるれば幸甚なるも、然うなる場合は官林地を以て、先づ東京の全家屋を建築し、之を市営とし、更に漸次東京以外の家屋建築に及ぼし、之を國営又は地方公営とする事。

今回の震災にて災はれた吉家屋は、保険價格より見積りて二十億圓を過ずる事なれば、若し本項にして行はるれば、後藤子説明の一復興案を採つて本業外に僅少の資金にて帝都復興は行はれ、且つ一般國民の住宅難は一掃せられて、民衆生活の第一義安定は保障を得る筈である。

四、復興資金及び太政閣資金は、内債主義に依つて調

達せらるべき事。即ち先づ唯災地域より開始して、その富裕者と勞働庶民とに、現金と労力との提供を強制する事。而して現金には長期最低の利子を附し、労力には比較的高級の生活を支持し得る範圍に於ける労働賃銀を報酬として與ふる事。

斯くすれば、増税の必要なく、負擔の問題、失業問題全く、萬人首傳主義を普及し得て、民衆の生活安寧正確に保証される所である。

五、新たに社會的原則として萬人首傳主義を宣布し、曾位を有する當主以外の國民は凡て罹災地復興及び大政策施行に取つて必要な勞務に強制従事せしめらるる事。此は前條と重複する所であるが、前條は特に罹災地域に於ける資金調達を目的とするに對し、本